

## 標準処理期間の未設定理由

番号 3

処 分 名	河川保全立体区域における行為の許可
根 拠 法 令 名	河川法
条 項	第58条の4第1項
所 管 課	河川水路課

**【標準処理期間を未設定とした理由】**

過去に申請実績がない、まれである、今後の申請が見込めないなど、実益がない。